

第 6 次 大 阪 府 文 化 振 興 計 画

答申案

文化共創都市 大阪 －多様でありながらも、ひとつにつながる未来へ－

「文化芸術がいのち輝く未来をつくる」から上記案に修正

令和 7 年〇月

大阪府市文化振興会議

目次

第1章 計画の策定に当たって	
1-1 計画の策定趣旨	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 計画の期間	2
1-4 文化芸術の範囲	2
1-5 文化芸術を取り巻く状況（前計画策定以降の主なもの）	3
第2章 計画の基本的な考え方	
2-1 目指す将来像	9
2-2 基本理念	11
2-3 施策の方向性	12
第3章 施策の具体的取組	
3-1 施策の方向性A「文化にかかわる環境づくり」	13
3-2 施策の方向性B「文化が都市を成長させる」	14
3-3 施策の方向性C「文化が社会を形成する」	15
第4章 計画の推進に当たって	
4-1 府の役割	19
4-2 推進体制、進行管理	19
4-3 大阪アーツカウンシル	19
4-4 評価・検証	20
第5章 資料編	
○文化芸術基本法	21
○大阪府文化振興条例	29
○大阪府市文化振興会議委員名簿	35
○パブリックコメント結果	36
○本計画の概要	36

第1章 計画の策定に当たって

1－1 計画の策定趣旨

大阪府では、平成17年に大阪府文化振興条例（平成17年3月29日大阪府条例第10号）を制定し、これまで5次にわたり「大阪府文化振興計画」を策定してきました。

令和3年度から令和7年度を計画期間とする第5次大阪府文化振興計画では、大阪市と共にビジョンのもと、目指す将来像「文化共創都市 大阪～文化芸術が未来を切り拓く～」を掲げ、文化施策としては、新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な影響を受けた文化芸術活動への回復支援などを実施したほか、令和7年に開催された大阪・関西万博に合わせ、国内外に向けた大阪の文化芸術の魅力発信の強化や環境整備、府内各地の文化資源のさらなる魅力向上などに取り組みました。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置付けは感染症法上の5類に引き下げられ、現在、文化芸術活動は回復傾向にありますが、第5次大阪府文化振興計画の策定以降も、文化芸術に関する法律の改正や各種計画の策定、デジタル技術の急速な進展や訪日外国人の増加など、文化芸術を取り巻く状況は絶えず変化しつづけています。

大阪府文化振興条例の前文にあるとおり、大阪は、いにしえより、難波の宮の時代を経て、現代に至るまで、東アジアをはじめとする諸外国の文明や文化の交流のための表玄関として、わが国の文化の形成に極めて重要な役割を果たしてきました。

近世には商業都市として、近代には工業都市として栄え、その豊かな経済力を背景に、上方文化に代表される多彩な都市文化を発展させました。また、昭和45年には大阪万博、そして令和7年には大阪・関西万博という、2度の万博が開催され、世界の文化をわが国へ、我が国の文化を世界へと発信する象徴的な土地となると同時に、より一層の多様性と前衛性を併せ持つ文化風土を醸成してきました。

しかし、一方では、政治・経済のみならず、文化芸術の分野においても東京を中心とする首都圏への一極集中が進んでおり、大阪から首都圏へ、活動や生活の場を移している文化芸術関係者も少なくありません。今後、さらなる少子高齢化や人口減少が想定されている中で、大阪においては、先人が築いてきた独自の文化を維持・継承するのみならず、大阪でいま実際に文化芸術を支えている人々や、さらに将来の担い手となる次世代の人々、そして文化芸術の受け手でもある府民の誰もが、文化芸術を通じて自分らしくいきいきとした人生を送ることができる都市、そして国内外からも大阪という土地にしかない文化芸術に触れ、交流することを目的に多くの人々が集う、世界に誇ることのできる都市となるよう、さらなる道を模索していく必要があります。

こうしたことから、これまでの計画における理念や方向性等を継承しつつ、文化芸術を取り巻く状況の変化などを踏まえ、「第6次大阪府文化振興計画」を策定し、引き続き、文化芸術の振興と共に力強く取り組みます。

第1章 計画の策定に当たって

1－2 計画の位置付け

本計画は、大阪府文化振興条例第6条第1項に規定する「文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」として策定するものです。また、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項に規定される「地方文化芸術推進基本計画」として位置付けるものです。

~~なお、本計画のうち都市魅力の推進に関する施策については、新たに策定される「都市魅力創造戦略」においても主な施策の一つとして位置付けられています。~~

1－3 計画の期間

「都市魅力創造戦略」における文化振興計画の反映のさせ方については調整中であり、文化振興計画の答申が固まるまでに調整が終わらない可能性もあることから、答申案からは削除

本計画における計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、計画期間内であっても、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の内容を見直します。

1－4 文化芸術の範囲

大阪府文化振興条例において、文化芸術の範囲を以下のとおり規定しています。

芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）その他の芸術）

伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の伝統的な芸能）

上方演芸（大阪等で独自に発展してきた落語、講談、浪曲、漫才、漫談その他の演芸）

生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化）

地域文化（祭り、言葉、食文化その他の地域に係る文化）

国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）

文化財（有形又は無形の文化財）

第1章 計画の策定に当たって

1－5 文化芸術を取り巻く状況（前計画策定以降の主なもの）

● 文化財保護法の一部改正

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、文化財保護法が改正され、令和3年6月及び令和4年4月に施行されました。

改正においては、担い手の減少など社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財（芸能・工芸技術など）及び無形の民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など）の登録制度が新設されたほか、地方公共団体による文化財の地方登録制度が新設され、地方で登録された文化財については、地方公共団体から文部科学大臣に対して国の文化財登録原簿への登録を提案することが可能となりました。

● 博物館法の一部改正

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえて、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくため、博物館法が改正され、令和5年4月に施行されました。

改正においては、博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことが定められたほか、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加されるとともに、他の博物館等と連携すること及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことが努力義務とされました。

また、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運営を確保するため、博物館登録制度の見直しが行われたほか、学芸員補の資格要件の規定などについても整備されました。

● 文化庁の「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」の公表

文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、文化庁で外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」が開催され、その検討結果が「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」として公表されました。

第1章 計画の策定に当たって

本ガイドラインでは、文化芸術基本法第16条の芸術家等のうち、個人で活動する芸術家等が一方当事者となって事業者や文化芸術団体等から依頼を受けて行う文化芸術に関する業務の契約関係を対象に、文化芸術の担い手である芸術家等が契約内容を十分に理解した上で業務に従事できるよう、契約内容の明確化のための契約の書面化の推進などの改善の方向性や、契約書のひな型及び解説、実効性確保の方策などが示されました。

● 「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定

文化芸術基本法の規定に基づき、政府において、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和5年3月に「文化芸術推進基本計画（第2期）－価値創造と社会・経済の活性化－」が策定されました。

この計画では、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化や、第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、第1期計画における4つの目標を中長期目標として踏襲した上で、計画期間（令和5年度～令和9年度）において推進する重点取組と施策群、施策の実施に必要な取組が示されています。4つの中長期目標を達成するにあたっては、文化芸術の本質的価値の創造・深化を図り、その本質的価値を生かして社会的・経済的価値を創出し、そこで得られた収益を本質的価値の向上のために再投資するという循環を生み出していくことが重要であるとされ、心豊かで活力のある社会を形成するためにも「文化芸術と経済の好循環の創出と加速」を図ることによって地域活性化及び経済成長を促進し、「文化芸術立国」の実現を目指すという方針が示されています。

● 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」の策定

障害者文化芸術推進法の規定に基づき、政府において、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定されました。

この計画では、合理的配慮の提供とそのための情報保障や環境整備に留意しつつ、障がい者による文化芸術活動の裾野を広げ、地域における基盤づくりを進める観点から、3つの目標と施策の方向性などが示されました。

「策定されました」としていた文言を、他の項目の書きぶりに合わせて「示されました」に修正

なお、本府においては、障がいのある人の文化芸術活動の推進における現行の取組や今後

第1章 計画の策定に当たって

の取組について、障がいのある人の個性と能力の発揮及び主体的に活動できる環境づくりの推進を目的とし、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和6年3月に「『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』に基づく『大阪計画』」を策定しており、同計画はこの「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」の内容を踏まえたものとなっています。

● 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響からの回復及び今後への懸念

令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認されてから、令和5年5月に当該感染症の感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同等の5類感染症に引き下げられるまでの3年超にわたり、文化芸術分野では活動の縮小・休止などを余儀なくされ、経済的にも大きな影響を受けるとともに、鑑賞者側においても文化芸術に触れる機会が数多く失われました。

令和8年3月現在では、このような影響からは回復しつつありますが、学校での鑑賞機会及び部活動などの長きにわたる中止・抑制等による、将来の文化芸術の担い手たる若年層への影響が懸念されています。

● 人口減少及び少子高齢化の進行・人口構造の変化

大阪府の人口は、2010年の約887万人をピークに減少期へ突入しており、2015年には、約3万人減少し約884万人となりました。その後、2045年までの30年間で136万人の急激な減少（▲15.4%）となり、748万人となることが見込まれています。

〈2045年時点での人口の見通し〉

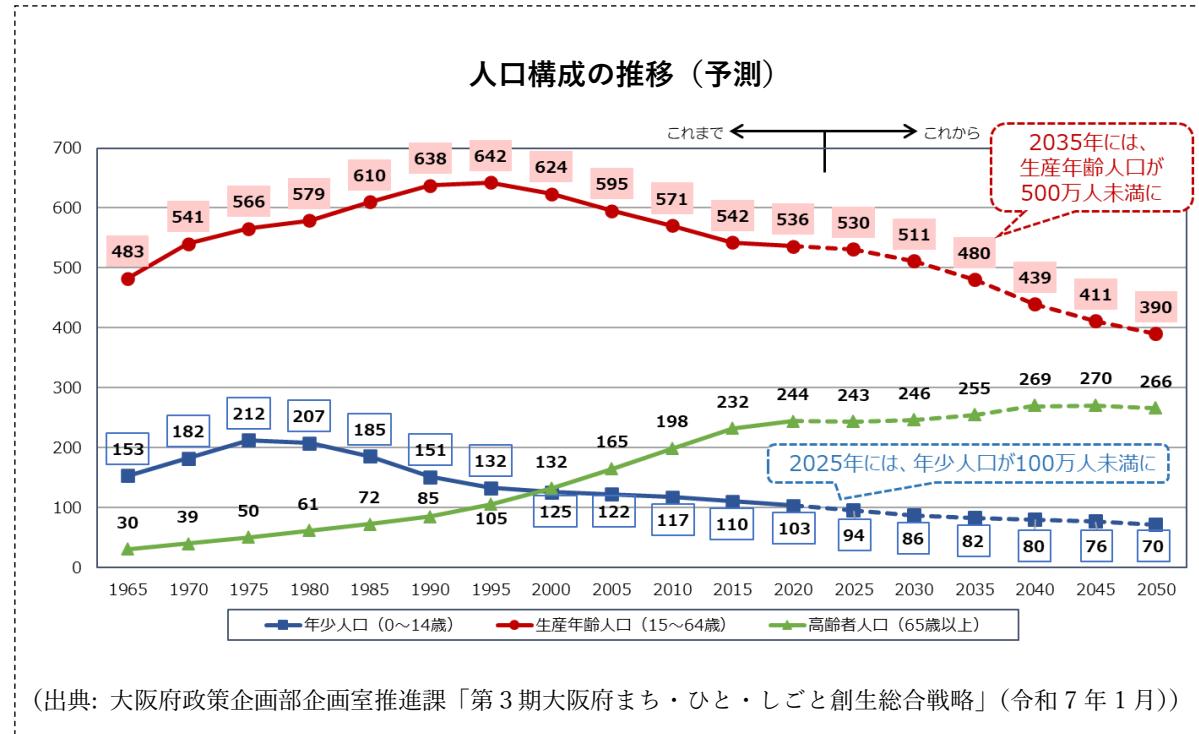
高齢者人口：244万人（2020年）⇒266万人（2050年） 約9%増加の見込み

生産年齢人口：536万人（2020年）⇒390万人（2050年） 約27%減少の見込み

年少人口：103万人（2020年）⇒70万人（2050年） 約32%減少の見込み

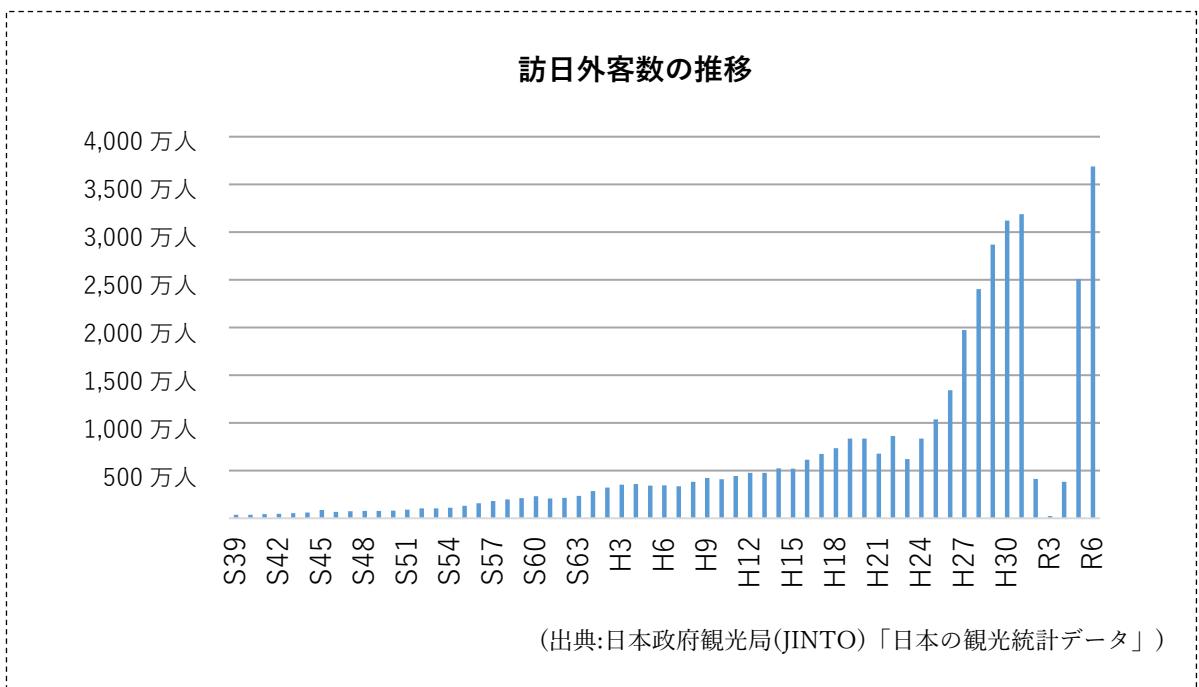
（出典：大阪府政策企画部企画室推進課「第3期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和7年1月））

第1章 計画の策定に当たって



● 訪日外客数の増加

本府への訪日外客数は、令和元年まで増加の一途を辿っており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が問題となった令和2年から令和5年に至るまでは一旦減少に転じましたが、令和6年には3,687万人を突破し、過去最多となっています。



第1章 計画の策定に当たって

● デジタル技術の急速な進展と文化芸術分野への影響

AI・NFT・ブロックチェーン・ロボティクスなど、各種のデジタル技術が急速に発展しており、文化芸術分野においては、ますます多様な創作活動・経済活動の展開が可能となっている一方で、著作物の創作・流通・利用を巡る環境も絶えず変化しつづけています。

● 文化施設の新規開業やリニューアルオープン、大規模な都市開発など

府内においては、文化施設等の新規開業やリニューアルオープンが相次いでいるほか、令和10年以降の開業やまちびらきに向けて複数の大規模な都市開発計画が稼働しています。また、令和12年秋ごろには大阪市此花区夢洲においてIR(統合型リゾート)の開業も予定されています。

時期	施設名	所在地
令和3年5月	箕面市立文化芸能劇場 開業	箕面市
令和3年8月	枚方市総合文化芸術センター 開業	枚方市
令和4年2月	大阪中之島美術館 開業	大阪市北区
令和4年8月	八尾市文化会館（プリズムホール）リニューアルオープン	八尾市
令和4年11月	茨木市文化・子育て複合施設 おにくる 開業	茨木市
令和5年3月	高槻城公園芸術文化劇場 開業	高槻市
令和5年10月	扇町ミュージアムキューブ 開業	大阪市北区
令和6年3月	SkyシアターMBS 開業	大阪市北区
令和6年4月	大阪市立東洋陶磁美術館 リニューアルオープン	大阪市北区
令和6年4月	熊取町文化ホール（Kiteene Hall(キテーネホール)）開業	熊取町
令和6年8月	大阪市立科学館 リニューアルオープン	大阪市北区
令和6年9月	グラングリーン大阪／VS.(ヴィエス) 開業	大阪市北区
令和7年3月	大阪市立美術館 リニューアルオープン	大阪市天王寺区
令和10年春頃	大阪城東部地区1.5期開発 まちびらき予定	大阪市城東区
令和12年春頃	万博記念公園駅前周辺地区活性化事業 第1期開業予定	吹田市
令和12年秋頃	IR(統合型リゾート) 開業予定	大阪市此花区

第1章 計画の策定に当たって

● 大阪・関西万博の開催

20年ぶりに日本で開催される国際博覧会として、令和7年4月から10月にかけて、大阪市此花区の夢洲にて大阪・関西万博が開催されました。開催にあたっては、「いのち輝く未来社会のデザイン “Designing Future Society for Our Lives”」がテーマとなり、世界から158の国と地域が参加し、国内外から多くの人々が大阪を訪れました。

本府においては、大阪・関西万博の開催に合わせ、文化芸術活動の一層の活性化を図るため、大阪市と協働しての「大阪国際文化芸術プロジェクト」や、府内市町村と連携して府内各地の文化財を活用した公演等を行う「大阪文化資源魅力向上事業」など、様々な事業を実施することで、国内外に向けて大阪の文化芸術の魅力を発信するとともに、府内各地への誘客を行いました。

また、万博会場においても、府内市町村とともに、上述のテーマを受けた「大阪ウィーク」として「春」「夏」「秋」の3期にわたって「祭」をキーワードに様々な催事を展開し、府内の伝統芸能や芸術、アートについてPRを行ったほか、「大阪府20世紀美術コレクション展」及び同展に関連したスタンプラリー等のイベントを開催し、府所蔵美術作品等の鑑賞機会を広く提供しました。

第2章 計画の基本的な考え方

2-1 目指す将来像

前回案	今回案
<p>「文化共創都市 大阪」</p> <p>－<u>文化芸術がいのち輝く未来をつくる</u>－</p> <p>文化芸術は、人々の創造性や表現力を育み、さらには、心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもので。また、都市ブランドの形成や地域経済、産業の活性化など、社会の様々な分野の発展にも寄与するものであります。そのように、社会的価値や公益性を有する文化芸術は、人が生きるために欠かすことのできないもので、さらに私たちは、令和2年から令和5年にかけての新型コロナウイルス感染症の拡大により文化芸術活動が多大な制約を受けた中で、文化芸術が人々の心を豊かにし、生きる糧となるものであったことを改めて認識したところです。</p> <p>現在、文化芸術活動は当該感染症によって受けた影響からは回復しつつありますが、多様性・包摂性・持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現や、地球規模での課題に対して、国際社会が連携・協調し、その解決を図ろうという動きが活発になる中で、人々のウェルビーイングの向上を図るために、文化芸術に求められる役割は増大しています。さらに、今後の文化芸術には、創造的な社会・経済活動の源泉として、新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環を通じて、社会の持続的な発展、都市の活力の向上に寄与し続けていくことも期待されています。</p> <p>私たちは、いま一度、このような文化芸術に求</p>	<p>「文化共創都市 大阪」</p> <p>－<u>多様でありながらも、ひとつにつながる未来へ</u>－</p> <p>文化芸術は、人々の創造性や表現力を育み、さらには、心のつながりや相互理解、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成するもので。また、都市ブランドの形成や地域経済、産業の活性化など、社会の様々な分野の発展にも寄与するものであります。そのように、社会的価値や公益性を有する文化芸術は、人が生きるために欠かすことのできないもので、さらに私たちは、令和2年から令和5年にかけての新型コロナウイルス感染症の拡大により文化芸術活動が多大な制約を受けた中で、文化芸術が人々の心を豊かにし、生きる糧となるものであったことを改めて認識したところです。</p> <p>現在、文化芸術活動は当該感染症によって受けた影響からは回復しつつありますが、多様性・包摂性・持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現や、地球規模での課題に対して、国際社会が連携・協調し、その解決を図ろうという動きが活発になる中で、人々のウェルビーイングの向上を図るために、文化芸術に求められる役割は増大しています。さらに、今後の文化芸術には、創造的な社会・経済活動の源泉として、新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環を通じて、社会の持続的な発展、都市の活力の向上に寄与し続けていくことも期待されています。</p> <p>私たちは、いま一度、このような文化芸術に求</p>

められる役割を再認識しながら、その価値を一層高めるべく取り組んでいくとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、関連する分野における施策との有機的な連携を通じて都市としての向上を図る必要があり、同時に、大阪にある多彩で豊かな文化芸術を、途絶えることなく次世代へと継承していかなければなりません。

令和7年には、大阪において「いのち輝く未来社会のデザイン “Designing Future Society for Our Lives”」をテーマとした大阪・関西万博が開催されました。このテーマは、人間一人ひとりが、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に發揮できるようにするとともに、そうした生き方を支える持続可能な社会を国際社会が共創していくことを推し進めるのですが、その実現に向けても、文化芸術が重要な役割を担うことには疑いようありません。

このような背景を踏まえ、大阪は、一人ひとりの多様な価値観を尊重しつつ、様々な立場の人々が、年齢・障がいの有無・経済的な状況・居住する地域などにかかわらず、等しく大阪の文化芸術を共に創っていくとともに、心豊かで活力溢れ、心躍る幸福な生き方ができるよう、「『文化共創都市大阪』－文化芸術がいのち輝く未来をつくる二」を目指す将来像として掲げ、誰もが、文化芸術を通じて、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる、世界に誇れる都市を目指します。

められる役割を再認識しながら、その価値を一層高めるべく取り組んでいくとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、関連する分野における施策との有機的な連携を通じて都市としての向上を図る必要があり、同時に、大阪にある多彩で豊かな文化芸術を、途絶えることなく次世代へと継承していかなければなりません。

令和7年には、大阪において「いのち輝く未来社会のデザイン “Designing Future Society for Our Lives”」をテーマとした大阪・関西万博が開催されました。このテーマは、人間一人ひとりが、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に發揮できるようにするとともに、そうした生き方を支える持続可能な社会を国際社会が共創していくことを推し進めるのですが、その実現に向けても、文化芸術が重要な役割を担うことには疑いようありません。

このような背景を踏まえ、本府は、一人ひとりの多様な価値観を尊重しつつ、様々な立場の人々が、年齢・障がいの有無・経済的な状況・居住する地域などにかかわらず、等しく大阪の文化芸術を創っていくとともに、心豊かで活力溢れ、心躍る幸福な生き方ができるよう、「『文化共創都市大阪』－多様でありながらも、ひとつにつながる未来へー」を目指す将来像として掲げ、様々な施策に取り組みます。

・大阪府の計画であることを踏まえ、主語を明確にすべく、「大阪は」という書きぶりを「本府」に変更

・「目指す将来像」を修正するとともに、前回案において「心豊かで…」と「自分らしくいきいきと…」の内容が実質的に重複していたため、前方に集約するなど、書きぶりを整理した

第2章 計画の基本的な考え方

2-2 基本理念

目指す将来像の実現に向けて、以下の3つの基本理念と都市のイメージを定め、文化芸術施策の振興に取り組みます。

① あらゆる人々が文化を享受し、いきいきと活動できる都市

(都市のイメージ)

府民・市民の自主性、創造性が発揮されることはもとより、あらゆる人々にとって、年齢・障がいの有無・経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく文化芸術について鑑賞・参加・創造できるような環境が整備され、途絶えることなく文化が次世代へと継承されている。また、誰ひとり取り残されず、あらゆる人々が文化芸術を通じて社会参加し、心のつながりや相互理解が広がり、多様性を受け入れ尊重し合う土壌が育まれ、いきいきと心豊かに活動できるなど、文化を通じてウェルビーイングが向上する社会が形成されている。

「目指す将来像」の修正に合わせ、
「ウェルビーイングが向上する『いのち輝く』社会」を、
「ウェルビーイングが向上する社会」に修正

② 文化芸術活動の場として選ばれる都市

(都市のイメージ)

文化芸術関係者、地域、アカデミア、ビジネスなど多様な主体がつながって文化を共創する社会が構築され、様々な価値の向上を図るとともに文化芸術に再投資が行われるという好循環が図られ、活力に溢れている。また、文化芸術の担い手の活動基盤が強化され、活動が活性化するなど、文化芸術の創造環境が整い、大阪が「文化芸術活動の場」として世界から選ばれている。

③ 文化力を活用した世界に誇れる魅力あふれる都市

(都市のイメージ)

文化力が活用され、都市魅力が向上した大阪に、世界中から人々が集い、対話し、様々な交流が行われることによって、新たなつながりや創造が促進され、自由で多彩な文化芸術活動がより活性化し、世界への貢献にもつながっている。

第2章 計画の基本的な考え方

2－3 施策の方向性

本計画では、基本理念を踏まえ、施策の方向性として3つの基本方向を定め、それぞれの下に各施策を位置付け、文化芸術施策を体系的に推進します。

施策の方向性A 「文化にかかわる環境づくり」

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であり、人々のウェルビーイングの向上を図るものであると同時に、多様な文化芸術の鑑賞が受け手の感受性を育み、文化芸術の発展に資することに鑑み、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような環境の整備や、みんなで大阪の文化芸術を支え、育てる意識の醸成などに取り組みます。

施策の方向性B 「文化が都市を成長させる」

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高め、また、新たな需要や高い付加価値を生み出すことで質の高い経済活動を実現するなど、社会の様々な分野の発展に寄与するものであり、都市を成長させる力を有しています。こうしたことから、文化芸術の担い手となる人材の育成・支援、多彩な大阪文化の活用、新たな文化の創造・発信、他文化との交流促進、多様な主体との共創などを通じて、持続可能な地域文化の振興、大阪の文化力や都市魅力の向上に取り組みます。

施策の方向性C 「文化が社会を形成する」

文化芸術を通じて他者の文化や価値観を理解し、共生していく基盤をつくることは、人々が幸せに暮らしていくために不可欠であり、心豊かな活力ある社会の形成にとって重要な意義を有しています。こうしたことから、文化芸術拠点の充実、府内市町村等の連携・ネットワークの構築、府内各地にある文化資源の保存などを通じて、様々な人が集い、交流する機会の創出や、文化芸術の社会的価値の醸成などに取り組みます。

第3章 施策の具体的取組

3－1 施策の方向性A 「文化にかかわる環境づくり」

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であり、人々のウェルビーイングの向上を図るものであると同時に、多様な文化芸術の鑑賞が受け手の感受性を育み、文化芸術の発展に資することに鑑み、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような環境の整備や、みんなで大阪の文化芸術を支え、育てる意識の醸成などに取り組みます。

① 文化芸術における鑑賞・参加・創造の機会等の充実

- 文化芸術が人々のウェルビーイングに寄与することを踏まえ、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような機会のさらなる充実に取り組みます。
- 子どもや青少年に対して、一流の文化芸術に触れる機会の創出や、アウトリーチやワークショップなどの体験機会の充実に努めます。
- 高齢者や障がい者に対して、文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備に努めます。特に後者については、「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく『大阪計画』」に基づき、障がい者による文化芸術活動の場・機会の提供等の施策の推進に取り組みます。
- 外国人などに対して、文化芸術を通じた相互理解や国際交流につなげるため、文化関係施設等の多言語化の推進や文化芸術の体験機会の充実に努めます。
- 府の庁舎等について、これまで以上に文化芸術活動の発表等の場として府民に提供できるよう、さらなる機会の充実に努めます。

宮崎委員の「作品を作る場所もリハーサルや稽古をする場所も大事なので、色々な可能性をふわっとまとめられるような文言があるといい」という意見を反映し、「等」を追記

② 文化芸術を通じた子ども・青少年の成長する機会の提供

- 文化芸術を通じて、子どもや青少年の豊かな感性や創造性を育むとともに、文化芸術への興味や関心を深めることができるよう、子どもたちが自主的かつ主体的に文化芸術にかかわる機会を創出します。
- 教育機関等と連携し、歴史や地域の伝統などを含め、大阪にある様々な文化芸術に関する理解の促進、文化芸術教育の充実を図ります。

第3章 施策の具体的取組

③ 文化芸術を支え、育て、次世代へと継承するための府民意識の醸成

- 府民が、誇りを持って大阪の文化芸術を支え、育て、途絶えることなく次世代へと継承していくよう、意識や機運の醸成に取り組みます。
- 府民が、文化芸術が持つ力や役割を再認識し、文化芸術の価値がより一層高まるよう、文化芸術に親しみ、学ぶ機会の充実や、普及啓発等に取り組みます。
- 大阪府文化振興基金の獲得に向けた既存の取り組みを引き続き推進するとともに、府民が文化を支える新たな仕組みづくりについても検討を進め、具体化を図ります。

3－2 施策の方向性B 「文化が都市を成長させる」

文化芸術の担い手となる人材の育成・支援、多彩な大阪文化の活用、新たな文化の創造・発信、他文化との交流促進、多様な主体による共創などを通じて、持続可能な地域文化の振興、大阪の文化力や都市魅力の向上に取り組みます。

内藤委員の「人材の流出を防ぐことや、地元でのアーティストの活躍や育成にお金や物件が使われるよう考えてビジョンを作るべき」という意見や宮崎委員の「大阪府は人材育成に資するような事業を行っているということを書くべき」という意見を踏まえて、具体的な施策としてのイメージを追記

① 文化芸術を創造し、支える人材の育成・支援

- 府内に根差して活動しているアーティスト・専門人材（文化芸術に関する専門的な知識や技術等を持つ人材）の積極的な活用や、学生や子どもへの文化芸術活動の発表機会の提供などを通して、文化芸術の担い手となる人材の育成や支援に重点的に取り組み、持続可能な文化芸術の振興を図ります。
- 文化芸術には、例えば、デザインの向上による付加価値の創出など、各関連分野の質を向上させる力があることから、大阪をめざして文化芸術の担い手が集まり、人材の交流が生まれ、新しいチャレンジが促進されるよう、文化芸術活動に対する支援の充実に取り組みます。
- 文化芸術の担い手は、個人事業者、営利企業、社団・財団法人、NPO法人、任意団体など多種多様であるとともに、そうした担い手による文化芸術活動は、産業経済分野において重要なセクターのひとつです。一方で、新型コロナウイルス感染症が拡大した状況下において、文化芸術活動の担い手の活動基盤がぜい弱であることが明らかになりました。こうしたことを見据え、文化芸術の担い手が、着実かつ安定的に創造的な文化芸術活動を継続できる環境づくりに努めます。

第3章 施策の具体的取組

② 多彩な大阪の文化を活用した都市魅力の向上や文化観光の推進

- 大阪が誇る上方伝統芸能や上方演芸をはじめ、歴史遺産、景観、食文化など、府内各地にある様々な文化資源や地域の魅力を活用し、国際エンターテインメント都市としての都市ブランドの形成を通じて、さらなる都市魅力の向上を図ります。
- いわゆる文化観光推進法の施行を踏まえ、博物館や美術館など、文化資源の保存、活用を行う施設において、文化資源の鑑賞、体験など文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪が促進されるよう、文化観光の推進に努めます。

③ 新たな文化の創造・国内外への発信、他文化への理解や交流の促進

- デジタル技術の急速な発展により、新たな表現方法や表現の場が生まれていることから、これらを活用した創作活動の展開など新たな文化創造の振興に努めます。
- 文化芸術活動を通じて、大阪と国内外の様々な文化や歴史、言語、習慣などが交流する機会を創出し、他文化理解、異文化交流の促進に取り組みます。また、様々な立場の人々が主体的にかかわり、多様性を互いに尊重し、認め合い、共に活躍、成長することができるダイバーシティ＆インクルージョンの実現をめざします。

④ 多様な文化芸術活動の持続可能な成長・発展に向けた連携

- 文化芸術関係者、地域、アカデミア、ビジネスなど様々な主体の共創を促進するとともに、営利・非営利の別にかかわらず、多様な文化芸術活動が、創造的な社会・経済活動の源泉として新たな価値や収益を生み、それがさらに多様な文化芸術活動や、本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環の形成を通じて、持続可能な成長・発展の実現をめざします。

3－3 施策の方向性C 「文化が社会を形成する」

文化芸術拠点の充実や機能強化、府内市町村等の連携・ネットワークの構築、府内各地にある文化資源の保存などを通じて、様々な人が集い、交流する機会の創出や、文化芸術の社会的価値の醸成などに取り組みます。

第3章 施策の具体的取組

① 文化芸術拠点の充実や機能強化

○ 劇場やホール、音楽堂などは、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々の創造性を育み、共に生きる絆を形成するための拠点であり、心豊かな生活や活力ある社会の構築などに欠かせない、重要な役割を担うものであることから、引き続き、官民の適切な役割分担のもと、施設の設置や立地誘導に努めます。

○ 市町村との連携事業等を通じて、府内各地の劇場やホール、音楽堂などが、文化の創造・発信の拠点となるよう努めます。

・前回の会議及びその後に行われた文化振興計画検討ワーキング部会にて、片山委員より、「府が文化芸術拠点となるホール等の施設を持たないのであれば、府内の市町村等が持つ施設が文化芸術拠点としての役割を果たせるよう取り組むべき」等のご意見をいただいたことを踏まえ、追記

○ 万博記念公園駅前周辺地区において、国際的なスポーツ大会やコンサート等が開催できる規模を持ち、世界最先端の機能を有する大規模アリーナを中心とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくりを推進します。

○ 府立江之子島文化芸術創造センター(enoco)に関して、アーティストやクリエイター、文化芸術に係る企画・制作や経営等に携わる人々、府民、行政、企業、大学等が交流・連携・協働する拠点として機能を強化し、文化芸術の創造及び振興を図るとともに、府所蔵美術作品の管理・活用や次世代の担い手の育成にも取り組みます。また、文化芸術についての様々な情報の一元化を図り、府内の文化団体や芸術家等に対してのワンストップ窓口の機能を確立します。

○ 府立上方演芸資料館(ワッハ上方)は、全国で唯一の演芸資料館として、資料等の収集・保存・展示等の取組を通して、上方演芸の保存及び振興を図るとともに、府民に上方演芸に親しむ場を提供します。

② 関係機関及び市町村との連携の強化

○ 文化芸術と各関連分野における施策がより有機的に連携できるよう、府内関係部局や各種施設などとの、より一層の連携強化・情報共有に取り組みます。

○ 府内の各地域において、多様で特色ある文化芸術活動がこれまで以上に活性化されるよう、府が中心となり、府からの事業共創の提案や、府内の市町村の課題解決に向けた情報

共有ができる機会を設けるなど、連携の強化に努めます。

前回案	今回案
<p>○ <u>目指す将来像の実現に向け、府内各地域において、多様で特色ある文化芸術活動がこれまで以上に活性化されるよう、府が中心となり、府内市町村が情報共有できる機会を設けるなど、連携の強化に努めます。</u></p>	<p>○ <u>府内の各地域において、多様で特色ある文化芸術活動がこれまで以上に活性化されるよう、府が中心となり、府からの事業共創の提案や、府内の市町村の課題解決に向けた情報共有ができる機会を設けるなど、連携の強化に努めます。</u></p> <p>・本項目に限らずいずれの「施策の具体的取組」も、「目指す将来像の実現に向け」たものであるので、冒頭を削除</p> <p>・「府内市町村」に「の」を入れ「府内の市町村」とした</p> <p>・後半について： 令和7年第1回大阪府市文化振興会議の後に開催された文化振興計画検討ワーキング部会で、片山委員から府内市町村との連携についてご意見が出た際、宮崎委員から「すでに大阪府では市町村との連携について一定の取組みを実施しており、そのことを具体的に記載してはどうか」というご意見があったため、追記</p>

○ 市町村と連携し、地域の文化資源を活かしながら、人々が文化芸術に触れられると同時に、地域のさらなる魅力も発信できるような機会の創出に努めます。また、それらの取り組みが各地域における人材育成や事業ノウハウの蓄積に資するものとなるよう努めます。

- ・前回の会議で、内藤委員から「府は劇場・ホール等の施設を持たないが、施設を建てられなくとも、できることはあるのではないか」とご指摘があった際に、宮崎委員から「必ずしも劇場・ホールなどの施設が無ければ文化芸術活動ができるわけではないというわけではない。ソフト事業で様々な方々が活動できる場を作ることができていることは、府の大坂文化資源魅力向上事業によって実証済みなのでは」「同事業が、地域の文化格差の解消に資することについても文章にしてはどうか」という意見が出たことを踏まえ、追記
- ・「①文化芸術拠点の充実や機能強化」にまとめることも検討したが、市町村と事業を共創する上で活かしていきたいものが施設だけにとどまらない文化資源全般（例：地域の文化財、アーティスト、専門人材、伝統文化等）であることや、会場には公園や地域の文化財など、いわゆる施設にとどまらない場所も会場に含まれうることも踏まえ、このような書きぶりとした
- ・前回の会議後に行われた文化振興計画検討ワーキング部会において、原委員から「文化イベントは一過性の部分があるが、そこで培われたノウハウ等をどう次に伝え、蓄積していくのかというところが大事であり、強調すべき」とのご意見があつたことを踏まえ、追記

第3章 施策の具体的取組

③ 文化資源の保存・活用・継承

- 有形・無形を含め、府内にある様々な文化資源について、途絶えることなく次世代へと継承していくよう、アーカイブ化を図るとともに、教育・研究分野、地域の活性化など、幅広い分野で利活用されるよう取り組み、府民が文化資源の社会的価値を認識し、文化芸術が尊重される社会をつくります。
- 特に、文化財については、大阪府文化財保存活用大綱に基づき、適切な保存・活用による次世代への確実な継承及び継続的な地域の維持発展に向けた取組を促進します。

第4章 計画の推進に当たって

4－1 府の役割

府民や文化芸術活動を行う者等の自主性や創造性を尊重し、国、他の地方公共団体、事業者及び府民等と共に創して、文化芸術の振興に関する施策に取り組みます。

4－2 推進体制、進行管理

本計画の推進に当たっては、府民や文化芸術の担い手、府内市町村などに対し、本計画を幅広く周知するとともに、府内関係部局とも連携し、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、本計画を着実かつ継続的に推進していくため、施策の実施・進捗状況等について、進行管理と評価を行います。

各施策・事業については、毎年度大阪アーツカウンシルが評価を行い、その結果や改善提案等について大阪府市文化振興会議に報告します。

大阪府市文化振興会議では、この報告や本計画の指標の状況等を踏まえ、計画全体の進捗状況を把握するとともに、重要な施策等についての審議を行います。

4－3 大阪アーツカウンシル

大阪の文化施策を推進する仕組みとして、大阪府と大阪市は、平成25年度に大阪府市の附属機関である大阪府市文化振興会議の部会という位置付けのもと「大阪アーツカウンシル」を設置しました。大阪アーツカウンシルは、独立性と専門性を確保しつつ、「評価・審査」、「調査」、「企画」など、大阪における文化芸術のさらなる発展に向けた取組を行ってきました。

引き続き、大阪府市の所管事業の評価や補助事業の採択審査等の「評価・審査」、大阪の文化芸術に関する基礎データやアーティスト・クリエイター及び文化芸術に関わる企画・制作や経営等に携わる人々のニーズの把握等の「調査」、文化芸術の担い手へのサポート等の現場支援や文化芸術を活かした新たな提案の実施等の「企画」の取組を推進し、これまでの実績を踏まえながら、文化芸術の担い手を支援し、大阪の文化力の更なる向上につなげるため、引き続き「評価」「審査」を中心としつつ、「調査」や「企画」を強化して、取組み内容の質を高め、それらの取組みについて積極的に発信していきます。

第4章 計画の推進に当たって

4－4 評価・検証

■基本的な考え方

本計画全体の進捗把握のため、「施策の方向性」ごとに指標を設け、単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを実施します。

■指標の位置付け

指標は、その内容の達成を主たる目的とするものではなく、本計画を評価・検証し、フォローアップと改善を行う際のよりどころとして位置付けるものです。

そのため、本計画の評価・検証に当たっては、個々の指標に基づく状況で判断するのではなく、指標に基づく全体の状況をもとに進捗状況を適切に把握します。

■指標

施策の方向性	施策	指標
A 文化にかかわる環境づくり	①文化芸術における鑑賞・参加・創造の機会等の充実 ②文化芸術を通じた子ども・青少年の成長する機会の提供 ③文化芸術を支え、育て、次世代へと継承するための府民意識の醸成	○府民等へのアンケート調査結果 ○文化芸術の担い手となる人材育成・支援に資する大阪府の事業数 ○大阪府文化振興基金への寄附件数、金額 ○府立近つ飛鳥博物館、府立弥生文化博物館に関する指標 ・利用者数、利用者満足度
B 文化が都市を成長させる	①文化芸術を創造し、支える人材の育成・支援 ②多彩な大阪文化を活用した都市魅力の向上や文化観光の推進 ③新たな文化の創造・国内外への発信、他文化への理解や交流の促進 ④多様な文化芸術活動の持続可能な成長・発展に向けた連携	○森記念財団都市戦略研究所の「世界の都市総合力ランクイン」における「文化・交流」分野での順位 ○府における、文化芸術を創造し、支える職業に就いている人の人口(※)及び全国でのランキング ※総務省「国勢調査」における「著述家」「彫刻家・画家・工芸美術家」「デザイナー」「音楽家」「写真家・映像撮影者」「舞踏家・俳優・演出家・芸能家」「個人教師（音楽）」「個人教師（舞踊・俳優・演出・演芸）」「学芸員」「司書」のいずれか ○日本人及び外国人の延べ宿泊者数
C 文化が社会を形成する	①文化芸術拠点の充実や機能強化 ②関係機関及び市町村との連携の強化 ③文化資源の保存・活用・継承	○府立江之子島文化芸術創造センター(enoco)の利用者数、利用者満足度 ○府立上方演芸資料館（ワッハ上方）の利用者数、利用者満足度 ○府文化課における関係機関や市町村等との連携件数 ○府収蔵美術作品を活用した作品点数 ○文化財に関する指標 ・府教育庁における文化財を活用した取組実績

第5章 資料編

○ 文化芸術基本法

平成十三年法律第百四十八号

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

第5章 資料編

- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の关心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する关心及び理解を深めるよう努めなければならない。

第5章 資料編

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、

第5章 資料編

あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聽かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第5章 資料編

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるもの

第5章 資料編

とする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等

第5章 資料編

に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学

第5章 資料編

校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

- 2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二三日法律第七三号）抄

(施行期日)

第5章 資料編

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成三〇年六月八日法律第四二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月七日法律第二六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

○ 大阪府文化振興条例

平成十七年三月二十九日

大阪府条例第十号

改正 平成二五年三月二七日条例第一八号

文化は、人類の英知の積重ねにより生み出される貴重な財産であり、先人が培ってきた文化を継承し、発展させるとともに、多様な文化を受容しながら、新たな文化を創造し次世代へと引き継いでいくことは、私たちの願いであり、責務である。

大阪は、いにしえより、難波の宮の時代を経て現代に至るまで、東アジアをはじめとする諸外国の文明や文化の交流のための表玄関として、わが国の文化の形成に極めて重要な役割を果たすとともに、多様な文化を積極的に受け入れることにより、上方文化をはじめとする独自の文化を育み、府民はこれを誇りしてきた。

少子高齢社会の到来や価値観の多様化に伴い、社会の構造が大きく変化している中で、人々の個性、心の豊かさ、人と人とのきずなやお互いの人権を大切にする地域社会づくりが必要である。また、国際化や情報化が急速に進展する中、魅力と存在感のある都市づくりが必要である。

このためには、文化の力により、人々の感性や表現力を高め、社会参加や交流を促すとともに、創造力豊かな人材を育成していくなければならない。

さらに、まちを魅力的にぎわいのあるものとするために、新たな文化や産業が次々と生まれるような創造的活動が活発に行われる土壤づくりを行うとともに、世界に向けての情報の発信力を持たなければならぬ。

ここに、誰もが生きがいをもって幸せに暮らすことができ、活力あふれる大阪づくりに向けて、府、府民及び事業者が協働して、文化の振興に力強く取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第5章 資料編

(平二五条例一八・一部改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化が人々の生きがい及び創造力の源泉であることに鑑み、文化の振興に関し、基本理念を定め、府の責務並びに府民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に、文化の振興を推進し、もつて心豊かで潤いのある府民生活を実現し、個性豊かで活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(平二五条例一八・一部改正)

(基本理念)

第二条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、府民が等しく、文化を身近なものとして感じ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 2 文化の振興に当たっては、府民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の自主的かつ主体的な活動が、文化を創造し、保存し、及び継承していくための原動力となることに鑑み、これらの人々の活動を支援するとともに、大阪の文化を担う人材の育成が図られなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては、過去から培われてきた大阪の文化が、府民の財産として将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては、大阪の歴史及び伝統についての理解を深めるとともに、国内外の多様な文化及び人々の価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化の発展が図られるよう配慮されなければならない。
- 6 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者並びに観光旅客等の幅広い意見が反映されるよう配慮されなければならない。
- 7 文化の振興に当たっては、大阪の文化が関西における各地域の文化とともに発展してきた歴史及び地理的条件を踏まえ、当該地域の他の地方公共団体との連携が図られなければならない。

(平二五条例一八・一部改正)

(府の責務)

第三条 府は、文化の振興に関する施策を策定し、国、他の地方公共団体、事業者及び府民と協力して、これを実施する責務を有する。

- 2 府は、文化の振興を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が文化の振興に関する施策を実施しようとする場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるもの

第5章 資料編

とする。

(平二五条例一八・一部改正)

(府民の役割)

第四条 府民は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

第二章 文化振興計画

(計画の策定)

第六条 知事は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「文化振興計画」という。)を策定するものとする。

- 2 知事は、文化振興計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

第三章 大阪府市文化振興会議への諮問等

(平二五条例一八・改称)

(大阪府市文化振興会議への諮問)

第七条 知事は、あらかじめ、次に掲げる事項に関して、大阪府市文化振興会議に諮問し、その意見を聴かなければならない。

- 一 文化振興計画の策定及び変更に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な施策に関すること。

(平二五条例一八・一部改正)

(府民等の意見の施策等への反映)

第八条 知事は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等の意見を文化の振興に関する施策の策定等又は事業の実施等に反映させるため必要があるときは、これらの者に対して、当該施策の策定等又は事業の実施等への参加及びこれらに関する意見を求めることができる。

第四章 文化的振興に関する施策

第5章 資料編

(芸術の振興)

第九条 府は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。)その他の芸術の振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統芸能の保存等)

第十条 府は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の伝統的な芸能の保存、継承及び発展が図られるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(上方演芸の保存及び振興)

第十二条 府は、上方演芸(大阪等で独自に発展してきた落語、講談、浪曲、漫才、漫談その他の演芸をいう。)の保存及び振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化等の振興)

第十三条 府は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、地域文化(祭り、言葉、食文化その他の地域に係る文化をいう。)及び国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ文化の振興)

第十四条 府は、スポーツが、人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流等を促進する文化的な役割を果たしていることに鑑み、府民がスポーツに親しみ、楽しむことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二五条例一八・一部改正)

(学術文化の振興)

第十五条 府は、学術が文化の振興の基盤をなすことに鑑み、学術の研究の振興に努めるものとする。

(平二五条例一八・一部改正)

(文化財の保存等)

第十六条 府は、有形又は無形の文化財が適切に保存され、継承され、及び活用されるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(都市の景観等の活用等)

第十七条 府は、風格ある都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことに鑑み、府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造及び保全を図るとともに、これらを活用するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 資料編

(平二五条例一八・一部改正)

(府民等の文化活動の充実)

第十七条 府は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等が文化を鑑賞し、これを体験し、又はこれを創造する活動に参加する機会及び場の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第十八条 府は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、文化に親しみ、自主的な活動が活発に行なうことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの文化活動の充実)

第十九条 府は、子どもが行う文化活動の充実を図るため、その心身の発達に応じた文化活動を行うことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育等における文化活動の促進)

第二十条 府は、学校教育、生涯学習その他の学習の機会における文化活動を通じて、府民が文化に対する理解を深め、豊かな感性を育むことができるよう努めるものとする。

(人材等の育成)

第二十一条 府は、文化活動を担う人材及び団体の育成のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体による文化支援活動との連携等)

第二十二条 府は、民間企業、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体による文化に対する支援活動との連携及び当該活動に対する支援に努めるものとする。

(文化の創造等に資する産業との連携)

第二十三条 府は、映像に係る産業、音楽に係る産業、放送業、出版業その他文化の創造等に資する産業との連携により文化の振興に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第二十四条 府は、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の文化活動の推進に資するため、文化に関する情報を収集し、これを提供するよう努めるものとする。

(観光旅客等の来訪及び文化交流の促進)

第5章 資料編

第二十五条 府は、国内外の地域からの観光旅客等の来訪及びこれらの地域との間の文化交流を促進するため、大阪における文化活動及び文化資源に関する情報を国内外に向けて発信することその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰の実施)

第二十六条 府は、文化活動で顕著な成果を収めた者又は文化の振興に特に功績のあった者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十七条 府は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

[次のように]略

附 則(平成二五年条例第一八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

第5章 資料編

○ 大阪府市文化振興会議委員名簿

令和7年12月現在

有栖川 有栖 小説家

片山 泰輔 青山学院大学 総合文化政策学部 教授

志村 聖子 大阪公立大学大学院 都市経営研究科 客員准教授

内藤 裕敬 南河内万歳一座 座長／
大阪芸術大学 舞台芸術学科 教授

沼田 里衣 大阪公立大学 大学院文学研究科 准教授

橋爪 紳也 大阪公立大学研究推進機構 特別教授／
大阪公立大学観光産業戦略研究所 所長

原 久子 大阪電気通信大学 総合情報学部 教授

広瀬 依子 追手門学院大学 文学部 講師

宮崎 優也 大阪アーツカウンシル 統括責任者／指揮者／
日本芸術文化振興会 プログラムオフィサー(音楽分野)

村上 敬造 大阪芸術大学 芸術計画学科 教授

※50音順・敬称略

第5章 資料編

- パブリックコメント結果

第5章 資料編

- 計画の概要